

○八王子市新年賀詞交歓会事業負担金交付要綱（平成 30 年 8 月 21 日施行）

平成 30 年 8 月 21 日

施行

（通則）

第 1 条 この要綱は、八王子市新年賀詞交歓会事業（以下「賀詞交歓会事業」という。）の開催にあたり、八王子市新年賀詞交歓会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し交付する負担金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第 2 条 賀詞交歓会事業に要する経費を市が負担することにより、市と関係機関、関係団体との連携を一層充実させ、本市の高い「市民力」「地域力」を維持し、さらに高めることを目的とする

（交付対象団体）

第 3 条 この負担金の交付対象となる団体は、賀詞交歓会事業を実施するために組織された実行委員会で、市がその構成員となっているものとする。

（交付対象事業）

第 4 条 負担金の交付対象となる事業は、実行委員会が行う賀詞交歓会事業とし、対象となる経費は次のとおりとする。

- （1）会場の使用に係る経費
- （2）会場の設営に係る経費
- （3）事業の周知に係る経費
- （4）出演者等への謝礼に係る経費
- （5）事務に係る経費
- （6）その他市長が認めた経費

（交付額）

第 5 条 負担金の交付額は、予算の範囲内において決定するものとし、前条で定める経費の全部又は一部とする。なお、負担金は概算払いとする。

（交付申請書の様式等）

第 6 条 規則第 6 条第 1 項による交付申請書は、第 1 号様式によるものとし、交付申請書に添付する必要な書類は、実行委員会設置要綱及び実行委員会名簿とする。また、所定の期日とは事業実施予定日の 30 日前までとする。

（交付決定通知書の様式）

第 7 条 規則第 7 条第 2 項による通知は第 2 号様式によるものとする。

(事業変更・中止・廃止申請書の様式)

第8条 規則第10条による市長への申請は、第3号様式によるものとする。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第12条による実績報告書は、第4号様式によるものとする。また、実績報告書には、事業実施にあたり作成した印刷物及び実施時の様子がわかる写真等を添付するものとする。

(負担金等確定通知書の様式)

第10条 規則第13条による通知は、第5号様式によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。